

# 遊佐町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

令和 8(2026)年 3 月改訂

遊 佐 町

## ■目次

<b>1.背景</b> .....	<b>1</b>
(1) 気候変動の影響と地球温暖化対策を巡る国際的な動向 .....	1
(2) 地球温暖化対策を巡る国内の動向 .....	1
<b>2.基本的事項</b> .....	<b>2</b>
(1) 目的 .....	2
(2) 対象とする範囲 .....	2
(3) 対象とする温室効果ガス .....	2
(4) 温室効果ガスの算定方法 .....	2
(5) 基準年度及び計画期間 .....	3
(6) 上位計画及び関連計画との位置付け .....	3
<b>3.温室効果ガスの排出状況</b> .....	<b>4</b>
(1) 「温室効果ガス総排出量」 .....	4
(2) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題 .....	5
<b>4.温室効果ガスの排出削減目標</b> .....	<b>6</b>
(1) 目標設定の考え方 .....	6
(2) 温室効果ガスの削減目標 .....	6
<b>5.目標達成に向けた取組</b> .....	<b>7</b>
(1) 取組の基本方針 .....	7
(2) 具体的な取組内容 .....	8
<b>6.進捗管理体制と進捗状況の公表</b> .....	<b>11</b>
(1) 推進体制 .....	11
(2) 各組織の役割 .....	11
(3) 進捗状況の公表 .....	12

# 1. 背景

## (1) 気候変動の影響と地球温暖化対策を巡る国際的な動向

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書において、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

2015年11月に発効したパリ協定では、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2°Cより十分低く保ち、1.5°Cに抑える努力を追求することや今世紀後半の温室効果ガス的人為的な排出と吸収を均衡させることを掲げ、全ての国の参加し、その達成に向けて努力することになりました。

2018年に公表されたIPCC「1.5°C特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2°Cを十分下回り、1.5°Cの水準に抑えるためには、CO2排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

## (2) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

国は、中期目標として2030年度の温室効果ガスを2013年年度比で26%に削減するとして、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）ならびに「地球温暖化対策計画」により、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図ることとしていましたが、2020年10月に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

2025年2月には、新たな地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、2050年ネット・ゼロの実現や、我が国の温室効果ガス削減目標として「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」という新たな削減目標が位置付けられました。

これを受けて、政府がその事務事業に関して温室効果ガス排出削減等のため実行すべき措置を定める計画（政府実行計画）の改定も行われ、目標の達成に向けて政府自らが率先して、具体的な取組を実行する方針が示されています。

地方公共団体においては、この政府実行計画に示す取組に準じて、自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることが求められています。本町においても2023年5月に、2050年CO2（二酸化炭素）実質排出ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、実現に向けた取組を進めています。

## 2. 基本的事項

### (1) 目的

遊佐町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、本町が実施している事務及び事業に関し、再生可能エネルギーの導入、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出を削減することを目的とします。

### (2) 対象とする範囲

本計画の対象とする事務事業の範囲は、本町が所有する全ての公共施設、公用車及び本町が行う事務事業全般とします。なお、一部事務組合が管理する施設は、本計画の対象外とします。

### (3) 対象とする温室効果ガス

本計画が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲載されている7種類の温室効果ガスのうち、「二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）」、「メタン（CH<sub>4</sub>）」、「一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）」及び「ハイドロフルオロカーボン（HFC）」の4種類とし、「パーフルオロカーボン（PFC）」、「六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）」及び「三ふっ化窒素（NF<sub>3</sub>）」は、本町の事務・事業において排出される可能性が極めて低いことから、対象外とします。

ガスの種類	発生源
二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）	電気・燃料（ガソリンやガス、灯油など）の使用、廃プラスチック類の償却
メタン（CH <sub>4</sub> ）	廃棄物の焼却、公用車の走行
一酸化二窒素（N <sub>2</sub> O）	ディーゼル機関の燃料燃焼、廃棄物の焼却、公用車の走行
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	カーエアコンの使用
パーフルオロカーボン（PFC）	該当なし（半導体の製造等に使用）
六ふっ化硫黄（SF <sub>6</sub> ）	該当なし（電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用）
三ふっ化窒素（NF <sub>3</sub> ）	該当なし（半導体の製造過程で使用）

表1 対象となる温室効果ガスの種類と発生源

### (4) 温室効果ガスの算定方法

温室効果ガスの算定方法は、国が示す「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」に従い、本町の活動区分ごとの使用量から温室効果ガス総排出量を算定します。

なお、基準年度の変更や施設の統合等により、不足している実績値については把握可能な直前年度の実績値を代用することで算出します。

### (5) 基準年度及び計画期間

国の地球温暖化対策計画では、2013 年度を基準年としていることから、本町もこれに合わせて基準年度を 2013 年度とします。また、計画期間については、2030 年までの目標達成に向けて取組を進めていくことを踏まえ、改訂年度である 2025 年度の翌年 2026 年度から 2030 年度末までを計画期間とします。

基準年度：2013 年度

計画期間：2026～2030 年度

目標年度：2030 年度

項目	年 度								
	2013	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
期間中の事項	基準年度		策定年度	計画開始				目標年度	
計画期間				→					

図 1 計画期間のイメージ

### (6) 上位計画及び関連計画との位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として位置づけます。また、遊佐町総合発展計画及び遊佐町環境基本計画と整合を図るものとしします。

(国)

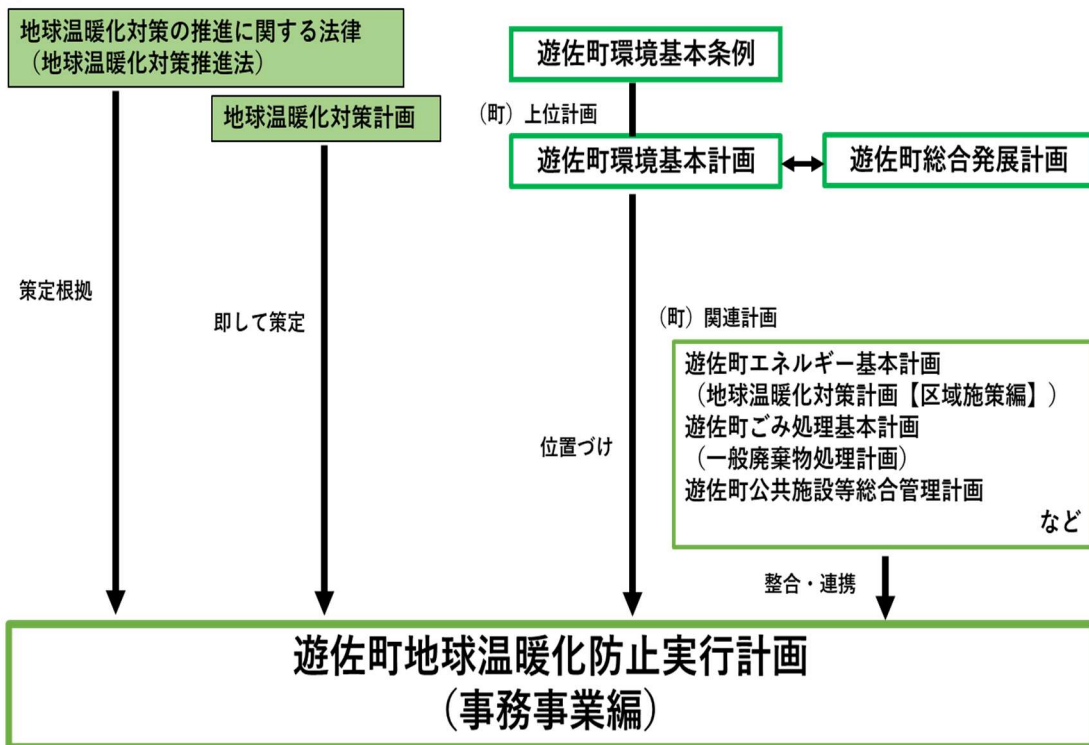


図 2 計画の位置づけ

### 3. 温室効果ガスの排出状況

#### (1) 「温室効果ガス総排出量」

本町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2013年度において、5,683,343kg-CO<sub>2</sub>となっています。基準年度と比較し、直近年である2024年度の温室効果ガス総排出量は1,530,835g-CO<sub>2</sub>、約27%減少しています。

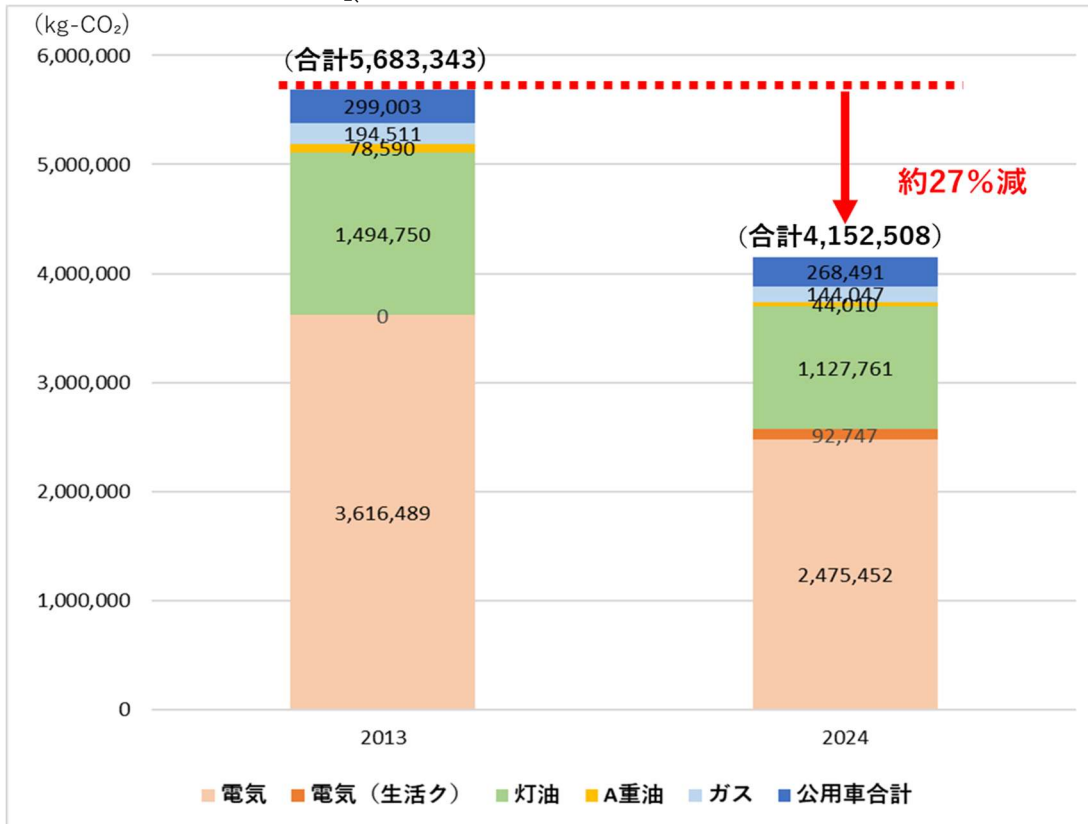


図3 遊佐町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

施設別では、町民や来客者が利用する町民利用施設が全体の51.7%を占め、次いで上水道施設16.6%、小中学校14.7%、下水道施設9.3%、庁舎3.7%、保育・子育て支援施設2.8%となっています。

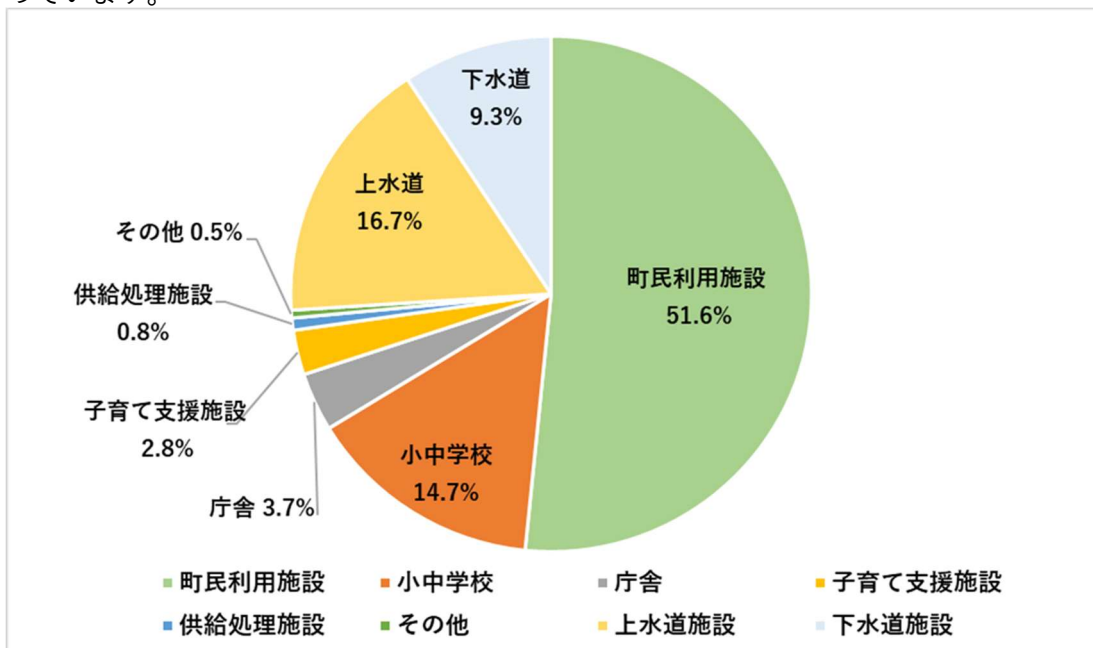


図4 施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合 (2013年度)

また、エネルギー種別では、電気が全体の 63.7%を占め、次いで灯油 26.3%、ガス 3.4%、A 重油 1.4%、公用車の燃料 5.2%となっています。

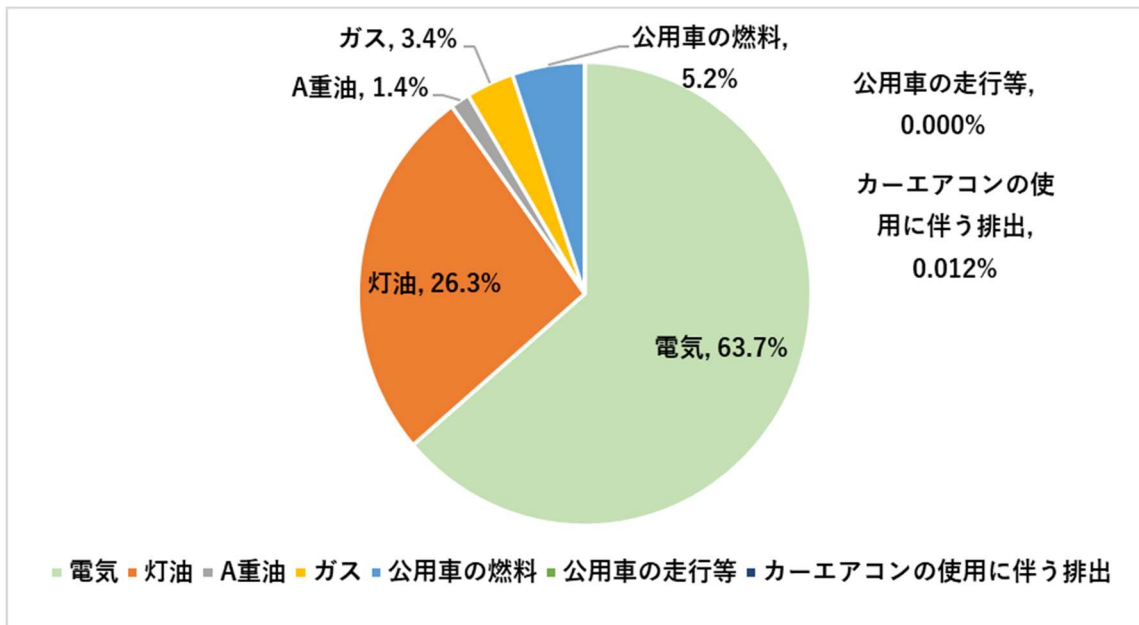


図5 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2013年度）

## (2) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題

本町の事務事業に伴う温室効果ガスの総排出量は、令和3（2021）年8月に新本庁舎が開庁し、庁舎使用方法の変化や記録的な猛暑に伴い、旧庁舎に比べてエネルギー消費量は増加しています。一方、令和5年度に小学校5校が統合し、1校に集約されたことから、エネルギー使用量が減少しています。また遊佐町環境マネジメントシステムにより、職員一人一人の環境配慮行動は定着しており、個人での省エネ活動は高い水準にあります。そのため、今後は職員個人の取組に加えて、既存の公有施設の温室効果ガス排出量の削減と更新・新築される公有施設における取組が重要となります。

エネルギーの使用に伴う温室効果ガス排出量のうち、電気と灯油の使用が大部分を占めています。近年の猛暑等の気候変動に対応するため小・中学校への空調設備の設置が増えていますが、その他の公有施設においても同様に、空調に伴うエネルギー使用量が増加することが予想されます。温室効果ガスの排出量を削減するためには、職員が空調設備を適切に使用することを前提として、LED照明などの高効率機器への更新、再生可能エネルギーの導入が必要です。

特に観光施設や小中学校では、観光客や生徒の活動量によってエネルギーの使用が変化することから、再生可能エネルギーの導入や灯油使用量の削減に向けたエネルギー利用の効率化の取組が必要です。

また公用車についても、クリーンエネルギー自動車へ代替することでCO<sub>2</sub>排出量を減少させることができます。また、エコドライブの徹底や公用車の利用頻度を下げるような仕事の進め方にシフトすることも必要です。

## 4. 温室効果ガスの排出削減目標

### (1) 目標設定の考え方

2030年までの政府実行計画に準じた目標に向けて取組を進めていくことを踏まえ、本町ゼロカーボンシティ宣言と整合する水準に本町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

### (2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030年度）に、基準年度（2013年度）比で50%削減することを目標とします。

項目	基準年度（2013年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	5,683,343kg-CO <sub>2</sub>	2,841,672kg-CO <sub>2</sub>
削減率	—	50%

表 1 温室効果ガスの削減目標

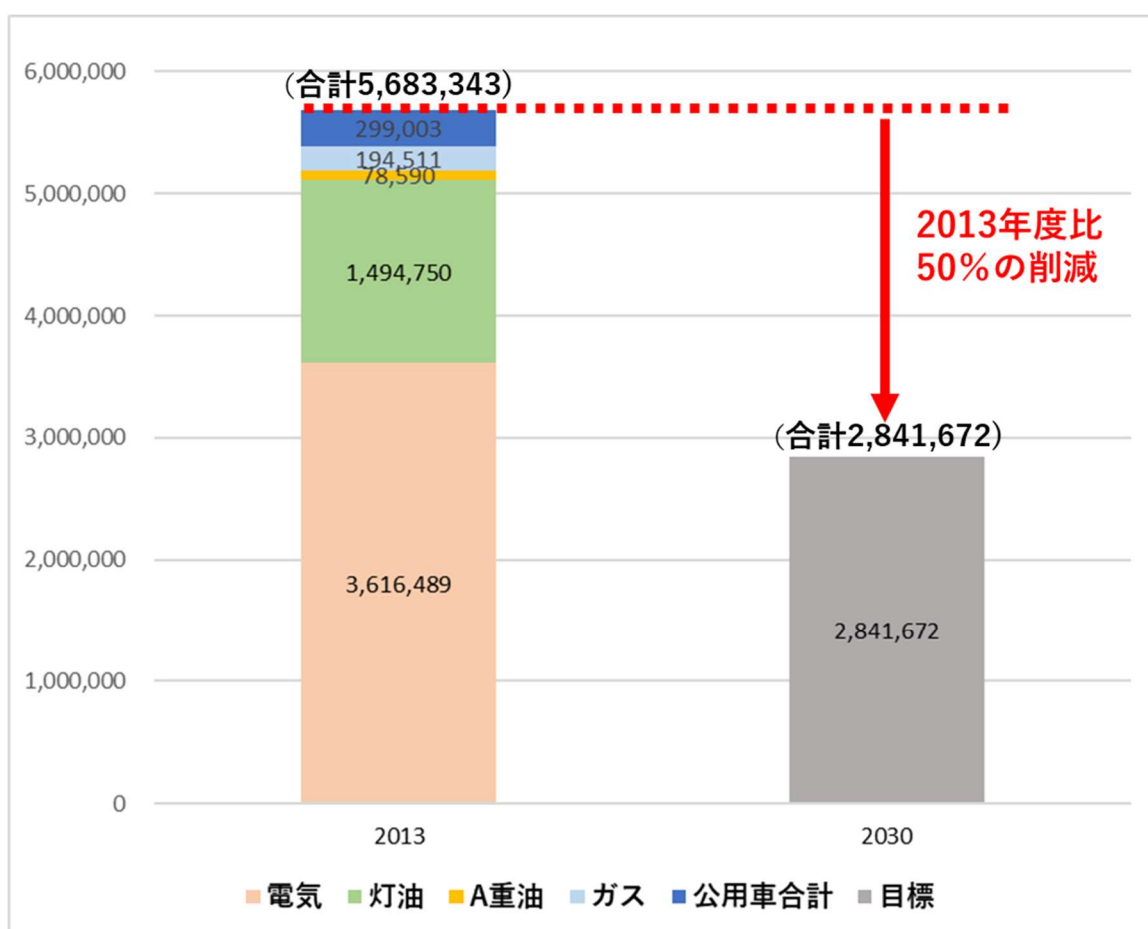


図 6 温室効果ガスの削減目標

## 5. 目標達成に向けた取組

### (1) 取組の基本方針

本計画では、国における温室効果ガスの削減に係る各取組と目標の達成に向けて、職員一人一人が高い環境配慮意識を持ち、日常業務に関する取組をさらに推進しつつ、温室効果ガスの削減効果が大きい再生可能エネルギーの導入、設備機器の更新などによる省エネや創エネに取り組みます。

### 基本方針

#### 1. エネルギー利用の効率化の推進

職員一人一人の日常的な省エネ行動に加え、エネルギー使用機器の運用改善、環境負荷の低減に配慮した施設等の整備や省エネルギー型設備の導入・買い替えなどにより、省エネルギー化を推進します。

#### 2. 再生可能エネルギー等の導入と活用

公共施設等への再生可能エネルギーの導入と積極的な活用を図るとともに、次世代クリーンエネルギーの率先導入について検討を進めます。

#### 3. その他の環境配慮行動の推進

グリーン購入の推進や、3R+Renewable 運動の推進などを通じて、一層の環境配慮に努めます。

### 【参考】 政府実行計画に新たに盛り込まれた主な措置の内容とその目標

措置	目標
太陽光発電の最大限の導入	2030年度までに設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置、2040年度までに100%設置を目指す。ペロブスカイト太陽電池を率先導入する。また、社会実装の状況（生産体制・施工方法の確立等）を踏まえて導入目標を検討する。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均で ZEB ready 相当となることを目指す。また、2030年度以降には更に高い省エネ性能を目指す。また、既存建築物について省エネ対策を徹底する。 建築物の資材製造から解体（廃棄段階も含む）に至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出削減に努める。
電動車の導入	公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。
LED照明の導入	既存設備を含めた全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030年度までに調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。
GX製品	市場で選ばれる環境整備のため、率先調達に取り組む。 （GX製品：製品単位の削減実績量や削減貢献量がより大きいもの、CFP（カーボンフットプリント）がより小さいもの）

## (2) 具体的な取組内容

2030年度における温室効果ガス排出量の削減に向けて、基本方針のもと具体的な取組を次のとおり設定します。

### 基本方針1 エネルギー利用の効率化の推進

#### ① 環境に配慮した施設等の整備

- ・遊佐町公共施設等総合管理計画に基づき、施設等の整備を推進します。
  - ・今後予定する新築事業については原則 ZEB 仕様を検討することとし、2030年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指します。
- ※「ZEB」(ゼブ)とは、省エネと創エネでエネルギー消費量を0以下まで削減した建築物、「ZEB Ready」(ゼブレディ)とは、省エネで50%以下まで削減した建築物をいいます。
- ・既存建築物について、施設等の整備を実施する際は、環境に配慮した工事を行うとともに、高断熱ガラスや断熱サッシの導入、自然採光の活用などを検討し、省エネルギー化の徹底を図ります。

#### ② 省エネルギー型設備機器の導入と運用改善

- ・照明、空調、熱源、事務機器などの設備機器を新設・更新する際は、高効率・省エネルギーな製品を導入します。
- ・既存のエネルギー使用機器については、運用改善により効果的な使用を推進します。
- ・既存設備を含めた全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%にします。

#### ③ 電動車の導入と公用車の運用

- ・公用車については、代替可能な電動車がない場合を除き、新規導入・更新する際は全て電動車とし、2030年度までに更新可能な公用車の全てを電動車とします。
- ※電動車とは、電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)、プラグインハイブリット自動車(PHEV)、ハイブリット自動車(HV)をいいます。
- ・電動車の導入推進とあわせて、公共施設等への太陽光発電設備や充放電設備等の導入を検討し、利用環境の整備に努めます。
  - ・公用車の利用に当たっては、エコドライブを徹底するとともに、移動距離が2km以内の移動に際しては、極力徒歩または自転車を利用します。
  - ・自動車利用を抑制するため、公用自転車の計画的な配備に努めます。
  - ・公用車の状況を適時把握し、タイヤの空気圧調整等定期的な点検に努めます。

#### ③ 日常業務における省エネ行動の徹底

- ・冷暖房の使用は、日々の気温や仕事環境に応じて、適切な温度設定にします。
- ・通年でのノーネクタイ・ノージャケット勤務(通年輕装勤務)の実施により過度な空調使用を控えます。
- ・始業前や昼休み、勤務時間終了後などは、不要な照明は消灯します。
- ・事務見直し等により夜間残業を削減し、照明の点灯時間の短縮に努めます。
- ・節水に心がけ、水栓の閉め忘れ等に十分に注意し、確認を徹底します。
- ・ウェブ会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、職員及び来庁者の自動車利用の抑制・効率化に努めます。
- ・施設においては、草花や樹木を植栽し緑化に努めます。

## 基本方針 2 再生可能エネルギー等の導入と活用

### ① 再生可能エネルギーの導入

- ・ 2030 年度までに、設置可能な公共施設等の約 50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指します。また太陽光発電設備の導入とあわせて、災害時の機能維持にも資する蓄電池等の導入を検討します。
- ・ バイオマス燃焼機器等から発生する熱の有効利用など再生可能エネルギー設備の有効活用について検討します。
- ・ 電力の調達に際しては、再生可能エネルギー電力の購入を検討し、電力の使用に伴う温室効果ガス排出量の削減に努めます。

### ②次世代クリーンエネルギー及び先進技術の率先導入

- ・ 水素やアンモニアなどの次世代クリーンエネルギーやペロブスカイト太陽電池などの設備、CCUS などの脱炭素技術に関して導入可能性を検討していきます。

※CCUS とは、「Carbon dioxide Capture（二酸化炭素を回収）、Utilization and Storage（利用と貯蔵）」の略で二酸化炭素を回収・利用・貯留する技術や取り組みをいいます。

- ・ 民間企業や NPO、大学等の学術機関と連携し、脱炭素社会に向けた研究に協力します。

## 基本方針 3 その他の環境配慮行動の推進

### ① グリーン購入及び環境配慮契約の推進

- ・ 物品を購入する際は、物品のライフサイクルを考慮しつつ、より環境負荷が低い製品を優先的に調達します。
- ・ 購入する前に、部署・職員相互に融通・調達を図るなど、消耗品等の適切な在庫管理により、不必要な購入を防止します。
- ・ 電力の調達等において、環境配慮契約の取組を推進します。

### ② ごみの 3 R + Renewable の徹底、サーキュラーエコノミー（循環経済）の推進

- ・ 自らが排出するごみの量を意識し、3R（リデュース、リユース、リサイクル）運動を推進し、ごみの削減、リサイクルに努めます。
- ・ ごみの排出に当たっては、分別を徹底します。
- ・ 使い捨て容器の使用や過剰包装を自粛し、再生可能資源を原料とした包装・製品の使用に努めます。
- ・ 給食調理などの際に発生する生ごみは、可能な限り堆肥化を図るとともに、排出する際は水切りを徹底します。

### ③ 用紙の使用量の削減

- ・ 文書管理システムを有効に活用し、電子決裁を基本とします。
- ・ 配布する資料は、資料の簡素化や必要部数の精査、両面印刷を徹底します。
- ・ 支障のないものは、使用済み用紙の裏面を利用します。

### ④ 温室効果ガスの排出削減につながる効率的な勤務体制の構築と環境保全意識の向上

- ・ 計画的な定時退庁の実施により超過勤務を縮減します。
- ・ 事務の見直しによる夜間残業の削減や、有給休暇の計画的消化を推進します。

- ・テレワークや Web 会議システムの積極的な活用を進めます。
- ・職員の環境保全意識の向上を図るため、環境保全に係る研修を定期的 to 実施します。

#### ⑤ 町主催のイベントや公共工事における環境配慮

- ・町内のイベント等においては、廃棄物の発生・排出抑制、省資源・省エネルギー化に努めます。
- ・事業の構想・計画段階から環境の保全への配慮を図ります。
- ・建設副産物のリサイクルを推進し、公共工事の発注に当たっては、再生アスファルトやコンクリート廃材等のリサイクル製品や CO<sub>2</sub>回収型コンクリート等の脱炭素建材等の使用に努めます。

## 6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

### (1) 推進体制

本計画を総合的かつ効果的に実施するため、L A S - E を基準とした遊佐町環境マネジメントシステムにより、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の一連の流れ（PDCAサイクル）を繰り返すことにより、取組を継続して改善し、目標の達成を目指します。

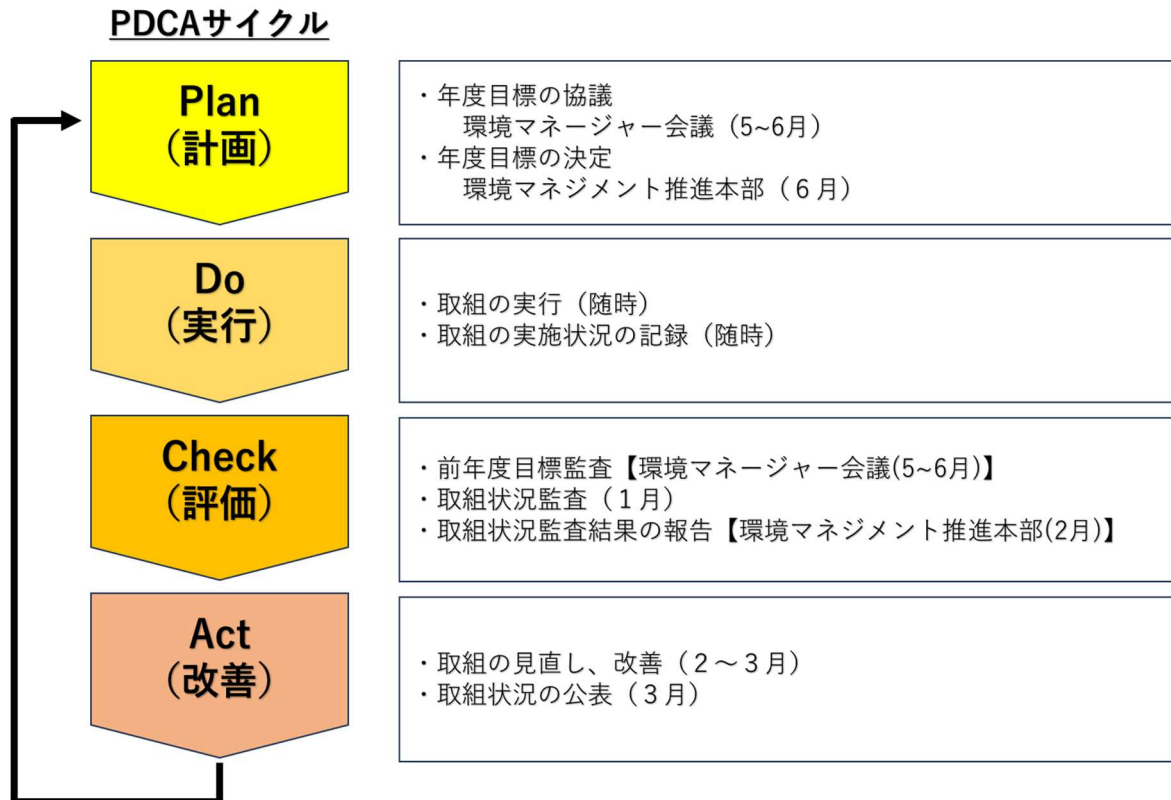


図7 毎年のPDCAイメージ

### (2) 各組織の役割

#### ① 環境マネジメント推進本部（遊佐町地球温暖化対策推進本部）

計画全般を所掌し、方針の決定、公表および見直しを行うとともに、毎年の計画の進捗状況等を総合管理するとともに、実行部門に監査に基づく指示・指導を行います。

#### ② 環境マネージャー会議（地球温暖化対策推進会議）

推進本部の指示に基づいて地球温暖化対策の推進にかかる施策、目標、点検・評価などを検討し、実行部門に周知します。

#### ③ 実行部門

全ての職員が本計画の取組主体として、各所属長等の指揮の下で目標達成に向けた取組を実施します。また、その進捗状況を取りまとめ、事務局に報告します。

#### ④ 監査チーム

各年度の取組目標を協議し、推進本部に報告します。また監査チームは、監査の目的に沿って、年1回以上、監査を実施して取組状況を評価し、推進本部に報告します。

## 遊佐町環境マネジメントシステム組織体制

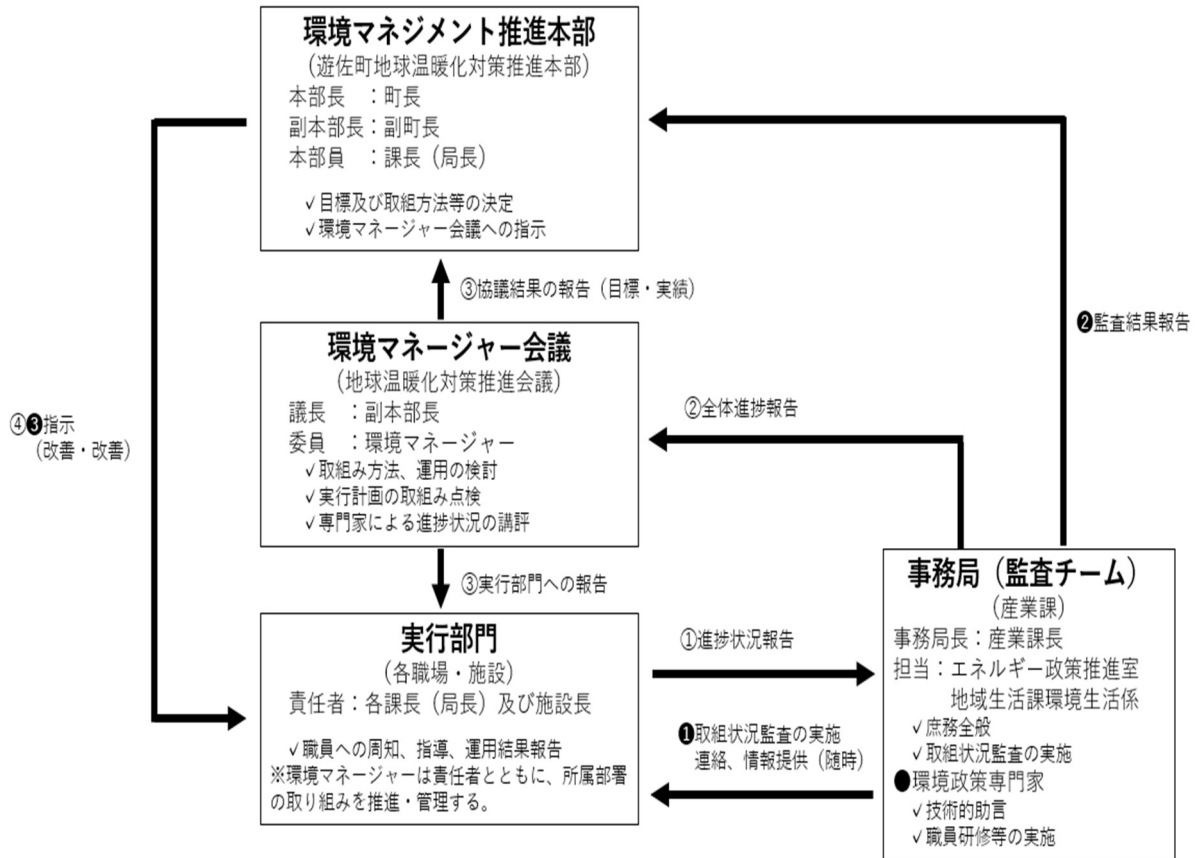


図8 計画の推進体制

### (3) 進捗状況の公表

本計画の取組状況および達成状況は、毎年度、町のホームページ等で公表します。